

再意見書

平成24年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
経営企画部 企画調整室
電話番号：
メールアドレス：

「平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案」に関して、再意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

意見

先般意見提出したとおり、ソフトバンクモバイル殿が本年中に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を届出し、平成 25 年度から接続会計の整理・公表が義務化されることとなり、今後、同社の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見込まれます。同社の相互接続料算定については、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。

他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成 26 年度適用の相互接続料からとなることから、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を重ねて要望いたします。

また、本年 10 月 1 日に、ソフトバンク殿からイー・アクセス殿との経営統合に関する報道発表がなされました。これにより本年度中にソフトバンクモバイル殿、イー・アクセス殿は、ともにソフトバンクグループとして同一資本傘下に属することが見込まれます。

二種指定設備制度の適用対象の見直しについては、昨年 12 月に公表された総務省 情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、

・MNO間の関係において、加入者シェア第 4 位の事業者のシェアは第 3 位の事業者とは大きな開きがあり、上位 3 社との間で交渉力に顕著な優劣が生じている

・MNOとMVNOの関係において、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、優位な交渉力があると認めることは難しい

として、イー・アクセス殿を二種指定設備制度の適用対象から除外した経緯がございますが、ソフトバンクモバイル殿と同一企業グループとなることにより、交渉上の優位性についてこれらの差分は解消されるものと考えます。

加えて、ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は、無線ネットワークやバックボーン回線、鉄塔等のリソースを相互活用し競争上のシナジーを発揮すると明言しており、仮に両社の間で採算を度外視した相互活用等の不透明な処理が行われる事態となれば、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」の趣旨が損なわれるばかりか、第二種指定電気通信設備制度等の規制の潜脱につながりかねないものと考えます。

意見

かかる懸念を未然に防ぐ観点から、イー・アクセス殿の接続料についても他の接続事業者等による客観的な検証が可能となるよう、同社を新たに二種指定設備を保有する事業者として指定するか、総務省から「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に基づく算定を強く要請し、厳格なる検証を実施すべきと考えます。

以上